

<入札・契約制度運用の一部見直しについて>

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「**低入札価格調査制度**」及び「**最低制限価格制度**」の運用の一部を見直いたしました。

○ 見直しの内容

現行の「**低入札調査基準価格**」及び「**最低制限価格**」の設定基準額を下記のとおり変更いたします。

【現行】

工種	最低制限価格	低入札調査基準価格
建築工事以外の工事	予定価格が3,000万円を超え5,000万円以下のもの	予定価格が5,000万円を超えるもの
建築工事	予定価格が130万円を超え5,000万円以下のもの	

【改正後】

工種	最低制限価格	低入札調査基準価格
建設業法に定められる28業種すべて	予定価格が130万円を超え3,000万円以下のもの	予定価格が3,000万円を超えるもの

○ 「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の注意点

【低入札価格調査制度】

- それぞれの入札案件ごとに設けられた「低入札調査基準価格」を下回る金額で入札した場合には、失格基準に基づく1次及び2次判定を実施し、それぞれの数値基準を満たさない場合には「**失格**」となり、「低入札価格調査制度」に基づく調査は実施いたしません。
- 「低入札価格調査制度」に基づく調査実施後、契約を締結する場合の「**契約保証金**」の額は、「**請負代金額の10分の3以上**」となります。

【最低制限価格制度】

- それぞれの入札案件ごとに設けられた「最低制限価格」を下回る金額で入札した場合には、「**無効**」となります。

○ **適用時期**

平成19年 6月 1日以降、発注する建設工事に適用いたします。